

ポーツマス講和条約と日本のマスメディア

玉井研究会

はじめに

- 一 日本海海戦前後の報道
 - 二 ルースベルト幹旋後の報道
 - 三 ポーツマス講和会議開催期の報道
 - 四 条約締結・日比谷焼き打ち事件に対する反応
 - 五 戦後経営に関する報道
 - 六 雑誌
- 終わりに

はじめに

本論文は明治三八年(一九〇五年)に日露戦争の講和条約として締結されたポーツマス講和条約に対する新聞雑誌の反応を検証することを目的とする。ここではポーツマス講和条約締結に至る経緯を概略したい。¹⁾

日露戦争開戦の主要因は日露両国間の韓国、満州での勢力争いである。朝鮮半島を安全保障上の重要地と認識していた日本政府は、明治二七―二八年(一八九四―一八九五)年の日清戦争に勝利したことにより、韓国から宗主国である清の影響力を排除することに成功した。しかしその後ロシアが明治三三(一九〇〇)年の義和団事件の結果満州を事実上の支配下に収め、さらに朝鮮半島にまで勢力を拡

大し始めると日本政府首脳はかかるロシアの行動に強い危機感を抱いた。ロシアの朝鮮半島進出は、日本の安全保障を脅かすからである。かような状況下で、日本はロシアと外交交渉による勢力圏確定を試みた。しかしこの交渉は不調に終わり、日本は韓国の支配権獲得とロシアの満州からの撤退を求めて戦争に踏み切るのである。

開戦後、日本軍はロシア軍に連戦連勝を収めた。戦果は開戦前に政府首脳が予想した以上のものであった。しかし戦争の負担も予想をはるかに上回るもので、そのため開戦後一年が経過した明治三八（一九〇五）年の時点で戦争の継続は困難となったのである。同年三月の奉天会戦でロシア軍を撃破したにも関わらず追撃する余力が日本軍には残されていなかったことがそれを象徴しているといえよう。そのため政府内で日露講和を求める声が高まり始めた。そして同年五月末の日本海海戦が講和を現実化させる契機となった。この勝利を受けて日本政府はアメリカ大統領セオドア・ルーズベルトに対し日露間の講和斡旋を要請した。かねてから日本に好意的であった彼は日本の要請を受け日露両国に講和会議開催を打診し、これに両国が応じる形で日露講和の端緒が開かれることとなるのである。しかし日本が国力を使い果たしているということ勝利の陰に隠れて国民の窺い知るところではなかった。

講和会議の開催に先立ち、会議開催地の決定と両国全権委員の任命が行われることとなった。会議開催地はアメリカのポーツマスに決定し、日本側全権に小村寿太郎外務大臣と高平小五郎駐米公使が、ロシア側にウイッテ元大蔵大臣、その補佐にローゼン駐米公使が任

命された。講和会議は同年八月九日の予備会議に始まり、本会議一回、非公式会議若干数が行われた。

講和において日本が絶対必要条件としたものは、韓国の自由処分権の獲得と満州からのロシア軍の撤退であった。次いで比較的必要とされたのが、賠償金の獲得と領土の割譲である。特に賠償金の獲得は戦争に費やした国力を回復させるために可能であれば実現させたい条件であった。しかし日本政府は、ロシアを完全に屈服させたわけではないと理解していたため、この条件を認めさせるのは困難であるとの認識を会議当初から抱いていた。会議は絶対必要条件とされた韓国の自由処分権やその他の条件については両国間で妥協が成立したが、予想されたとおり賠償金と領土割譲をめぐって、難航することとなる。日本側は、譲歩を重ねて賠償金の獲得を求めたが、ロシア側は頑なにその要求を拒否した。そのため会議は決裂の危機に陥ることとなった。かかる状況をうけて絶対必要条件の獲得を実現させていた日本政府は御前会議で賠償金の放棄を決断した。そしてこの政府の決定を受けて日本側全権は、賠償金の支払い要求を放棄し、領土割譲に関しては樺太の南半分のみ要求するという譲歩を行い、講和条約に合意するのである。こうして成立したポーツマス条約は、日露対立の根本原因である韓国、満州問題を解決できたという点で日本政府にとつて満足できるものであった。しかし賠償金を獲得できなかったことは大きな衝撃を国内にもたらすこととなる。賠償金の獲得を期待していた国民や新聞雑誌は成立した条約に、失望し不満を爆発させた。そして各地で講和反対運動が起こった。

その中でも著名な日比谷焼き打ち事件は、東京を大混乱に陥れ、その結果戒厳令が発令されるほど、大規模かつ激しいものであった。

こうした激しい反応が起こった原因として、当時の報道統制の厳しさを上げることができよう。戦争の開始に伴い政府は新聞雑誌の軍事外交関係の報道内容取締りと検閲を行った。こうして報道内容は制限されることとなり、国民は日本に不利な情報は手にすることができなかった。そのため政府と国民の意思の統一がなされにくい状況下にあったのである。

本論文では、上記概略に従って、新聞雑誌がいかなる反応を示したかを検証した。対象とした時期は、講和が意識され始めた明治三八（一九〇五）年四月から条約に対する反応が落ち着きをみせた一月末までとした。また、当該時期の新聞雑誌に関する先行研究と比較して、調査対象とした資料数が多いため、新たな視点を設定して分析を試みている。

今回調査に用いたのは、

『大阪朝日新聞』（大朝）、『大阪毎日新聞』（大毎）、『国民新聞』（國民）、『時事新報』（時事）、『中央新聞』（中央）、『東京朝日新聞』（東朝）、『東京日日新聞』（日日）、『東京二六新聞』（二六）、『日本』、『報知新聞』（報知）、『毎日新聞』（毎日）、『都新聞』（都）、『やまの新聞』（やま）、『讀實新聞』（讀實）、『萬朝報』（萬）、『The Japan Chronicle』（J-C）、『The Japan Times』（J-T）、『The Japan Weekly Mail』（J-WM）、『外交時報』（外時）、『太陽』、『中央公論』（中公）、『東京経済雑誌』（東京経済）、『東洋

経済新報』（東洋経済）、『日本人』、『風俗画報』（風俗）、『団々珍聞』（団珍）の当時の有力二六紙誌である。

また、原則として引用文中の旧漢字は新漢字に改め、旧仮名遣いはそのまま引用した。

一 日本海海戦前後の報道

アメリカのルーズベルト大統領が正式に日露講和斡旋を申し出たのは明治三八（一九〇五）年の六月九日のことであった。本章では同年四月からその斡旋の行われる日までの報道を取り扱うが、講和問題が日露両国間に正式な形として持ち上がる以前のこの時期、各紙は講和をどう捉えていたのかを、主に社説を中心に以下の二つの視点から分析する。第一に欧米やロシア本国での早期講和へ向けた動きに対してどのような姿勢をとったのか、第二に五月末に日本海海戦に日本が勝利したことを受けて講和問題の報じ方に変化が生じたのか、という観点である。以上、かかる分析から新聞各社が日露戦争の行く末についていかなる展望を持っていたのかということをも明らかにしていきたい。

ところが、各紙は日本軍の攻勢に自信を深め、戦局に楽観的観測を持っていて、各社とも社説などを通じて強気の論調を展開している。『東朝』はスペイン無敵艦隊の破滅について全三回の連載を組み、バルチック艦隊も同じ運命をたどるとした。また、『日本』のようにロシアの財政面や軍備供給面での窮状を紹介することで戦

局が断然日本に有利であることを間接的に訴えている新聞も見られた。

一方、戦争の長期化に対しても、肯定的な主張が目立った。「大朝」は「今後兩三年間は尚戦争を継続するものとして覚悟し」と社説で具体的な歳月を挙げて戦争の長期化を予想し、「大毎」は「前途遙遠」の聖旨をどこまでも心に銘じ、「日」は「国民に長期戦への覚悟を呼びかけている。長期戦が決して望むべきものでないという見解については、政府だけでなく戦線に立つ軍部も一致していたが、厳しい従軍取材の規制の中で新聞各社が得ていた情報は軍や政府の発表に限られており、「連戦連勝」以上の苦しい実状を彼らは知る由もなかったのである。このように、各紙は講和云々を自発的に語り始める下地を有しておらず、また、長期戦への警戒感も抱いていなかったと言える。

では、新聞各社がこぞって戦争継続の意向を再確認する必要があったのはなぜか。それはほかならぬ「平和説」、すなわち早期の日露講和へ向けた海外での動きが、齊に報じられ始めたからである。四月初旬、各紙はそろってロシアで講和に向けた動きが出ていることを報じ、その上でこの時期の講和には否定的な論調を見せた。それぞれロシア各紙が講和か戦争継続か意見を戦わせていることや、ロシア外相が講和条件を提示したという情報について紹介、これに対し、「毎日」は社説で講和の噂に惑わされないよう国民に警鐘を鳴らし、「萬」がハルビンとウラジオストクを隔れるまでは講和に耳を傾けないとするなど、他紙もほぼ同様の見解をとった。すなわ

者が講和条件に対する意見を述べた談話記事というかたちで紙面上で講和が語られるケースも見られる。また、いかにして日露戦争を終結させるかという社説を「都」が掲載し日露海戦が講和の機会となると予想したり、「大毎」が来るべき講和に向け政治家は条件について朝野問わず意見を交わすべきだとするなど、主戦論を張る新聞でも講和に関する論議は散見できる。このように各紙は戦争の終結に際しては講和条件が重要であるというところは認識している。しかし、この時点ですぐにでも講和に臨むことを是とする社説は見出すことはできなかった。

こうした報道が続く中、日本軍は五月末に日本軍が日本海海戦で勝利を収める。以下、この勝利以降の各社の講和に対する姿勢を紹介する。

多くの新聞は日本の勝利への海外各紙の評価報道や、講和の是非について転載した。その中で欧米諸国の各報道機関は、継戦か講和かで国内が二分しているロシアの様子を伝える一方、ロシアに対し講和を推奨する論調でほぼ共通している。これに対して日本の新聞各社はどのような反応だったのか。「やまと」は社説で、継戦か否かはロシア次第であり自ら日本から講和を提議する必要はないとし、「中央」はロシアが自ら屈服しない限りむやみに和平に傾くべきでないとした上で、駐米ロシア大使が借金支払を拒むと公言したとされることに對し、日本の意に「探り」を入れるものであると警戒感を示した。五月に講和条件を論じていた「日」も海戦後は、方針の定まらないロシアとは和を講じるべきでないとして述べている。最も

ち、あくまで戦争継続を命題とし、講和は形勢が不利なロシアの策略にすぎず耳を貸すべきではないというものである。このあと「平和説」に関する報道は四月中旬から下旬にかけて一旦沈静化する。しかし五月に入ると、再び「平和説」は紙面を賑わすことになる。

五月初旬、「毎日」をはじめ数紙が、ルーズベルト大統領が講和の斡旋に向けて動きを見せていると報じた。これに対し「萬」が大統領の提議とされる講和条件について、満足の行くものでなく耳を貸すべきでないとする批判、「讀賣」は「有難迷惑」と述べるなど、講和は時期尚早であるという論調が大勢を占める。このアメリカの動きについては、「大毎」「大朝」がそれぞれアメリカ政府要人の見解として、日本のアジアでの膨張を懸念する声が政府内にあることを紹介、前者はアメリカによる講和はその迷惑のためだと解釈している。この時期、各社とも「主戦論」と「反「平和説」」という大枠の中で持論を展開しているといえる。

一方で、次のように講和の可能性を考慮に入れた記事が主戦論を書き立てる新聞の中にも見られた。まず、「日」では日立った主戦論が見られず、五月八日には、二億五千万ドルの三倍から三倍を要請せんとす」という記事が戦り早々と講和条件についての話題が出てきている。「時事」がルーズベルト大統領に対し平和人道上の謝意を述べていることも印象的であった。一方で、「日本」、「読売」による講和条件の内容に関する談話の掲載や、「報知」による大隈重信の談話（外交による戦争解決を推すもの）の連載など、識

執拗に戦争継続を訴える「大朝」は、戦争継続如何はロシアの任意だが日本はいつでも戦争を続ける覚悟であると述べているほか、長期戦になればなるほど有利であると論じている。総じて各紙ともこのように、戦争の継続か講和談判かをロシアが明言していないことから、講和に飛びつくのではなく、あくまでも慎重な姿勢、つまり継戦の構えを保つべきだとの見解を表明している。ただし、講和に飛びつくなどというその論調は、裏を返せば、講和の動きや噂を否定する段階は過ぎ、この時点での講和を現実的なものとして捉えるようになったことを示しているともいえよう。

以上のように、講和斡旋が正式なものでないことから、この時期各新聞は講和に現実性を見出していない。日本海海戦の勝利で世界世論が盛り上がったこともあり講和を視野に入れる傾向は多少強まったものの、あくまで戦争継続を念頭に置いている点において各紙とも大差ないといえる。その姿勢に変化が生じ、また、講和条件についても活発かつ具体的に論じられるようになるのは正式斡旋以降のことである。

二 ルーズベルト斡旋後の報道

前節で述べたとおり、明治三八年（一九〇五年）六月、アメリカのルーズベルト大統領は日露両国に講和斡旋を申し出る。これによって日露戦争は終息へと歩むことになるが、ワシントンにおいて講和会議が開始されるまではまだ二カ月の間があった。本章では講和

幹旋から講和会議開催に至る約二カ月間において国内各紙が講和問題をどのように論じたかを分析し、その傾向を探る。

以下、第一にルーズベルト及びアメリカに対する見方、第二に具体的な講和条件、第三に日露両国全権に関する論評、第四にロシアに対する評価、最後に講和自体への賛否に分けて論を進める。

ルーズベルトの講和幹旋は、程度の差こそあれ歓迎された。例えば「萬」は、ルーズベルトが戦争終結を願うという人道的な動機から講和幹旋を行ったことを歓迎している。また、アメリカに対して親近感を表す記事も見られる。「やまと」ではアメリカのことを「世界無二の有力なる親類」と表現し、日本海海戦の日本の勝利を「自国の勝利のように祝しているアメリカに対して深く感謝している」。

しかし、前章でも触れたように五月初旬にルーズベルトの講和幹旋の意向が報じられた際には、この行動を「萬」や「讀賣」は有難迷惑な態度と論じていた。ところが、上述したように、実際にルーズベルトによる講和幹旋がなされると一転してこれを歓迎したこと背景には、日本海海戦の勝利がある。「日本海海戦は、事実において露国海軍力の全滅を意味す」というように、この海戦がロシアを完全に打ちのめした決定的な大勝利であると新聞各社は捉えた。そのため、日本人の心に講和してもよいという余裕を生み出し、日本にとって有利な条件を結ぶ契機だと考えることができるようになったのであろう。しかし、実際には日本政府側からルーズベルトに講和幹旋を依頼したとは国民の周知するところではなかった。ルーズベルトが日露両国に講和幹旋の申し入れを行った六月九日

ただ、領土要求と賠償金の重要性は各紙によって異なる。「讀賣」「都」は土地の利益は永久のものであるとして一時的な効果に留まる賠償金よりも領土要求を重要視していた。逆に「報知」「口日」は、戦後経済が苦しいのは明らかであるからロシアから賠償金を得ることが戦後経済財政に対する自衛の策であると賠償金をより重視している。

他紙がどちらかと言えば領土要求や賠償金といった政治問題に固執する中で特徴的な意見を述べているのは「日本」と「大朝」である。「日本」は実力で領土を占領せずに償金を求めるのは空言である、とむしろ軍備増強の必要性を主張した。「大毎」は「我産業の発達を援け我通商の伸張を計るの策一を求めており、講和後の通商利権こそ重視すべき点であると強調している。よって、実際に締結された条約内容と比較すると、ほとんどの新聞が賠償金及び領土要求の講和条件に対して、強気な主張を展開していたといえる。その他の条件としては、日露戦争の主な原因である韓国の支配権に関しては当然認められるべきだという主張が多数見られた。

両国全権に対する評価はどうであったらうか。小村寿太郎全権の出發に対しては、各紙とも期待を寄せている。特に「二六」では伊藤博文や加藤高明を「時代思想に逆流せる在るを見ぬ」ものとする一方で、小村を「現代日本人の思想に最も適合せるもの」として高く評価している。他にも「小村男」、高平公使が、全権委員として適材たるは、中外同音、識認する所」とする高い評価が各紙に見られ、小村への信頼は相当なものであったことがうかがえる。しかし

表1 各紙の講和条件

新聞名	領土的な要求	賠償金
「東朝」	明記せず	30億円
「日日」	樺太・沿海州・ウラジオ	18億1500万円
「日本」	樺太・ウラジオ	明記せず
「二六」	樺太・沿海州全面	43億3000万円以上
「報知」	樺太・ウスリカ流域に属する地域	少なくとも30億円
「都」	樺太全島・南部沿海州	30億円
「讀賣」	沿海州一帯	50億円
「萬」	樺太	20億円

以降、各新聞は、斉に具体的な講和条件を論じ始める。各紙の掲げた条件をまとめると右の表の如くである。

賠償金については二〇億円前後から五〇億円まで、額において幅広い主張が見られるものの、獲得そのものは当然視されていた。賠償金額の内訳については戦費、経済上の損失、内外債の利子などが大半を占めている。

二〇、三〇億円では足りない」と論じている。領土要求については全紙が樺太の割譲を訴えている。いずれも樺太は新たに手に入れる土地ではなく、ロシアから取り返さねばならない当然の権利であるという主張であった。加えて、ウラジオストク港はロシアの東洋侵略の拠点であるから、これを占領下にしてみようことで東洋永遠の平和を確保することができるとして沿海州領有の必要性を強く説く主張も見られる。

「大毎」は「我帝国ありて以来最も重大な使命を帯びるもの」と、その任の重さを説き、注意深く小村を見守る姿勢もある。

一方、ロシアでは当初全権となった主戦派のムラビエフが病を理由に辞任し、平和論者のウィッテが全権委員になった。各紙はこの交替をうけて講和成立に対する期待を表明した。すなわち「ウィッテの此任を受けたるは、露廷が平和を希望するの真意」として、ロシア国内において戦争継続を主張する勢力が負けたという分析がなされたのである。このように、各紙がウィッテの登場を歓迎していた。ところが、会議開催が近づくにつれて、ウィッテがロシアには和戦両様の準備があると発言したことで、ロシアが本場に講和の誠意があるのかという不信感が各紙に現れるようになる。ウィッテに対して期待を表現していた「中央」も、主戦論と読み取れる発言を受けて談判に応じなくてもよいという姿勢に変化している。ただ「日本」だけが、全権委員が誰であれ、日本にとって宣戦の主旨貫徹こそが大切だと主張していた。

この時期のロシアに対する評価は敵国であることを割り引いても厳しい。講和に対するロシアの姿勢は、戦敗者であるにも関わらず、ルーズベルトによる講和幹旋に日本より後に回答したこと、談判地決定の際にも日本の提案に拒否する態度をとったことも不信感を招いた。各紙はかかるロシアの外交手段を「野心的」として批判している。

他方、ロシア国内の問題から戦争継続が困難であるとの報道が希くなされている。当時、ロシアでは国民が政府の抜本的な改革を希

望しており、国民と政府の闘争が激しかった。「時事」では、国民による革命の動きと、政府を維持し国の面目を保つという相反する事態の両立を迫られ混乱するロシア政府の状況を「あたかも我徳川政府の末路に於ける公武合体論に異ならず」と喩え、失敗は目に見えていと断言している。加えて、ロシアは日本と戦争をするより内敵との戦争が必要なのではないか、というロシア国内状況を皮肉った文章も見られ、ロシアが戦争継続の意思を見せていることを歓迎し、この間にロシアに大打撃を与えるべきだとも論じている。ロシア国内の混乱状況から講和の道しかなないという論調もあり、全ての新聞が日本の優位を論じている。

加えて、講和白体の賛否について見てみよう。各紙ともこの段階で講和を結ぶことは時期尚早であるとしながらも、講和会議の開催に全面的に反対の意を示してはいない。例えば「時事」では、平和は望んでいるがロシア側に日本が提示した条件を認めるような誠意がみられないならば、後に必ず東洋の平和を攪乱する事態が起きるため「早熟の平和は危険」と牽制している。「中央」も、ロシアは未だ戦意を失つてはおらず、ただ早期に講和条約を締結し、戦争を終わらせることによって戦敗の負担を軽減しようとしているだけであり、今講和を結ぶことは日本にとって「甚だ不利益」であると注意を促しているものの、会議の開催は否定しておらず、講和にはある程度の期待を持っていたことがうかがえる。

講和会議の行方については各紙ともに成立を見込んではいない。例えば「萬」では「露國に誠意なきは談判に幾多の頓挫あるべきを

思はしむ」と、会議開催前から講和談判の難航を予想していた。こうした見通しから、敗戦国であるロシアが勝戦国である日本の要求に応じないなら戦争を継続すべきであり、譲歩してはならないと主張し、無意義な講和は結ぶべきではないという強硬論が展開される。この論調は各紙に共通するものであったが、そうした強硬論の基礎には日本軍の実力に対する確信があった。日本海海戦の大勝という経緯もあり、各紙とも日本の陸海軍に対しては絶大な信頼を寄せ、将来に渡って日本が勝ち続けることが確信されていたのである。また「日本」は戦争を続けていくことは日本に不利ではなく、むしろより一層の利益をもたらさるうと考えており、積極的な軍事行動の拡大の重要性を、「即今の急務」として強調していた。

共通して言えることは、講和を有利に進めるため、講和交渉と休戦協定の区別は厳格にし、講和交渉を準備しつつも戦場での攻撃の手は緩めるべきでないという点である。

ルーズベルトの講和斡旋以降、各紙は講和条件論争を展開した。しかし、ロシアとして戦敗国であるとの自覚が見られない行動に対し、徐々に戦争継続を唱えていくことになった。すなわち、講和会議が始まる前から既に談判の難航は予測されていたのである。

このように、この時期各紙の論調が似ているのは、ルーズベルトにより講和斡旋がなされたものの会議開催自体が未だ現実味を帯びていなかったこと、戦時中の国民団結の精神が低下するのを防ぐために、前章に引き続き戦争継続を唱え続け、挙国一致を国民に呼びかける必要があったことが考えられよう。

三 ポーツマス講和会議開催期の報道

日露講和会議は、明治三八年八月二〇日からアメリカのポーツマスで開始された。本章では、講和会議開催から条約が締結されるまでの期間の報道を扱い、以下の三点に注目して分析を進める。第一にロシアに対する批判、第二に交渉の決裂を希望する主張、第三に政府に対する批判である。

まず、ロシアに対する批判について分析する。ロシアに対する批判は、条約締結までの間、全ての新聞で論じられていた。交渉が難航する原因は、断固として譲歩しないロシアにあるものとして、戦敗国としての立場をわきまえていないロシアの態度を責めるものが多かった。例えば、「中央」は「是れ即ち頑冥不靈、自ら不測の慘禍を招くに過ぎざらんのみ」として、ロシアの強硬な態度を非難していた。ここで用いられる「頑冥」という言葉は、かたくなで正しい判断ができないことを意味するが、このように強硬なロシア側の態度を、各紙は様々な表現や説明を用いて批判していた。また、ロシアが会議の情報を洩らすことに対する批判もあった。「讀賣」はウィットが「自個の地位勢力を失墜、させないために講和条件を公にしたことを批判し」、「時事」はロシアが情報を洩らすのは「日本の要求の過大なるを夫れとなく外間に訴へて他の同情を博し以て負担の軽減を謀らんとするの魂胆」としてロシアの卑劣さを非難しているが、「折角の苦計も自ら損するに過ぎざる可し」と卑劣な手段

の為にかえって損をしたとしている。特徴的だったのは「やまと」で、ロシアの態度は「露國特色の、虚勢」として、「露國の屈服さるべき、形勢ありと信ずるを妨げず。」と、いずれ屈服することを予測していた。同じような意見は「毎日」にもあり、ロシアは「虚策」のために償金割地を拒んでいるとして、日本が当然の上張を続けられ、いずれ従うだろうとしていた。

このように、各新聞はウィット個人やロシア側の態度を非難し、交渉が進まない責任はロシアにあり、日本は断じて譲歩するべきではないと主張している。そして多くの新聞は、ロシアが譲歩をしようとしなければ戦争を続けるべきだとする論調に移っていく。

次に交渉の決裂を希望する主張について分析する。交渉の難航が伝えられるにつれ、日本の要求条件が通らないことが予想されるようになると、日本が譲歩することに反対して、交渉の中止を希望し始める。「大朝」「日本」「中央」「大毎」「讀賣」「時事」「東朝」「毎日」「都」「二六」「報知」「萬」はいずれも交渉の決裂を希望していた。特に強い論調で希望していたのは「報知」と「萬」で、「報知」は「彼れにして全然我要求に服従せずんば、我は断乎として和議の場を撤一することを希望し」、「萬」は「割地及び償金なきの談判は唯だ破裂あるのみ」とし、どちらもかなり強い論調で交渉の決裂を希望している。記事の見出しからもその過激さは窺える。そして多くの新聞は、交渉を決裂して戦争を続けることで日本にとってよりよい結果がもたらされることを期待するようになる。例えば、これらの中で一番早く戦争の継続に対する期待を唱えだす「都」は

「持久戦ハ我に於て寧ろ好都合也。」とし、次に統戦を唱え始める「讀賣」は「直ちに講和談判を破裂せしめて、実力以つて浦塩を占領すべきのみ」として、どちらも日本の軍事力に多人なる期待と信頼を寄せている。このように、戦争の継続を希望する新聞は日本の兵力に大きな期待を寄せており、疑いを持つ記事は全く見受けられなかった。

このような講和に悲観的見通しを立てていた論調に対して、最後まで日本の要求した条件で講和が成立することに期待をしていたのが、「日」⁽⁷⁰⁾「やまと」⁽⁷¹⁾「国民」である。「日」は、戦勝者たる利益を放棄するぐらいなら「我帝國は已むなく統戦を覚悟し、頑冥不靈なる露国に対して更に猛烈にして痛酷なる大打撃を加へ、以て露帝の決意に、矢を酬ふるの外あるべからず」と、統戦の覚悟を述べているが、「当局亦此の如き決心を以て直前適往せん」と、そのぐらいの強硬な態度で臨めば講和の可能性はあるとしている。ロシアの強硬な態度を虚勢としていた「やまと」は「露国の服従を肯せざるが為に、平和談判、是に破綻するとならば、破裂も亦可なり」と、ロシアが条件を受け入れないなら談判は破裂してもいいとしているながらも、「露國皇帝が其最終の問題に答へて、之を應諾するや否やを、決するが為に、遷延するものなればなり吾人は尚ほ多少の望みを以て、談判の決着を待つものなり。」として、ロシアが条件を承諾することを最後まで期待している。残る「国民」は、国民の希望は「名譽ある平和」⁽⁷²⁾だとし、そうでなければ戦争を何年も継続してもいいとしている。そして「其の取捨は、に我が全権委員

の方寸にあり。吾人は、深く之に信頼する所ありて、徐ろに其の成行を待つ可き也」とした上で、全権委員を深く信頼することで、「名譽ある平和」⁽⁷³⁾がもたらされると期待を表明した。また同紙は、「ロシアが交渉を延ばすことに対して一事件を成立せしめんとするの遷延なり」と、ロシアは講和を成立させようとして延ばしているのだとして、ロシアの譲歩も期待している。政府への大きな信頼が、政府と同じ立場とされた「国民」のスタンスを表わしているが、その「国民」でさえも、「名譽ある平和」⁽⁷⁴⁾を望んでいることから、日本側の譲歩までは許していないといえるだろう。

このように、交渉の難航が伝えられるようになると、いずれの新聞も日本側が譲歩することに反対した。ただし多くの新聞はロシアの強硬な態度や日本の外交への不信心から、交渉を決裂させて戦争を継続することを主張したのに対し、政府よりの新聞が、外交によってロシアを譲歩させることに期待を寄せ続けた点に、論調の差が見られた。

最後に、政府に対する批判について分析する。前に述べた交渉の決裂への希望は、政府への不信心の表われともいえるが、交渉が決着に近づくとつれて、政府や全権などの当局者を直接批判する記事が見られるようになる。その中には、譲歩してまで講和交渉を縮結しようとする当局者の態度を、軟弱、弱腰だとして嘆くものが多い。例えば「東朝」は、国民の堪忍も最後の段階にきたとして政府を攻撃し、小村全権に対しても日本を辱めたとした。「讀賣」は、もともと政府当局者を更迭するには十分の講和条件だったが、その上議

歩するとは、もう猶予すべきではないとして、まだ交渉の終了していない時期でありながら、当局者の速やかな更迭を求めている。政府を批判しながらも、評価もしていたのが「報知」で、当局に対して「大失態を繰返し」と、強く批判しているが、アメリカの忠言を

重んじて講和の成立に熟中した姿は、「只だ一点の吾人を慰藉するに足るべき事実」として評価した。憲政本党の機関紙的存在であった「報知」が、政府を評価しているのは興味深い。同じように「時事」でも、国民の非難を覚悟して譲歩した姿は列国の同情を集めたとして、この機会に戦争を続けるべきだとしていた。特徴的だったのが「日本」で、日露戦争がこのような講和会議で終りを告げることに

対して「是れ当局が国民の愛国心を濫用し、当然聴かるべき国民の希望を無視したる報酬にして、曲全く当局に在り」と、はっきりと政府当局を批判した上で、さらに「不幸を一掃」するには「唯敵國主権の頑冥あるのみ、希くはウィットをして何処までも不靈ならしめよ」として、多くの新聞で批判されていたロシアの「頑冥」な態度を、むしろそのまま統けてほしいと望んでいた。つまりロシアの強硬な態度による交渉の決裂を望むという、まるでロシア側の会議の進行に依存するかのような主張を展開することで、日本政府の頼りなさを揶揄し、期待できぬことを示したといえる。一方政府よりとされる「やまと」「日」「国民」では、政府への批判は見られなかった。代わりに、これらの新聞では最後まで政府を励まし、期待を寄せる記事が見られた。例えば、「日」では「今や実に当局最後の努力を要すること最も切なる秋なり。」と、政府当

局の最後の努力に期待を寄せていた。「国民」は、当局が国家の為に最善の力を尽くしつつあることを信じているとして、最後まで政府への信頼を失うことはなかった。

このように、政府寄りの新聞をのぞいて、多くの新聞が日本の要求した条件を譲歩してまで講和を縮結しようとする当局者の態度を、軟弱だと非難していたが、「報知」と「時事」が、講和の成立に努めた政府に対して一定の評価もしていた。なお、政府批判についての記事は講和締結後にさらに増えるが、それは次章で述べたい。

以上、この章では講和会議開催から締結までについて、冒頭に述べた三点の論点を中心に、国内一五紙の動向を分析した。各新聞は強硬な態度のロシアを強く非難し、そのようなロシア側の態度と日本側の外交への不信心から、多くの新聞で交渉を決裂させて戦争を継続することを望むようになっていた。また政府に対しては、政府よりの新聞が外交によってロシアを譲歩させることに期待を寄せ続けたものの、それ以外の新聞の多くは譲歩する日本政府の態度を軟弱な外交だと非難していた。いずれにしても各紙に共通していたのは、強硬な態度のロシア側を非難し、日本側の提出した条件を譲ってまで講和することには反対していたことであった。こうした中、八月三十一日に日本側は賠償金獲得を断念し、日本の譲歩を以つて講和交渉は成立を迎える。

四 条約締結・日比谷焼き打ち事件に対する反応

明治三八（一九〇五）年九月五日、難航した講和交渉の末、日露戦争の講和条約が調印された。講和条約の内容は賠償金が取れず、割譲地が期待に比して小さいなど、一般の期待にはそぐわないものであった。そのため講和条約に対する反対運動が起こり、特に日比谷公園で行われた非講和国民大会は、日比谷焼き打ち事件と呼ばれる大暴動に発展する。本章では、講和条約に対する評価、日比谷焼き打ち事件に対する評価について、各紙を比較していく。

八月三十一日の講和会議終了、九月五日の講和条約調印の頃から、大多数の新聞はその内容を不満であるとして条約締結を批判する記事を掲載した。各紙は、戦争に勝った日本がなぜ大譲歩しなければならぬのかという矛盾を追及し、その責任は外交上の失敗に帰せられた。講和內容への批判は畢竟、内閣に対する責任追及となり、遂には退陣要求にまで論が及ぶこととなる。特に厳しく政府批判を展開しているのは「報知」と「萬」である。「萬」には「破棄、破棄、破棄」や「来たれ、来たれ、来たれ」といった感情的な見出し、条約を「卑屈醜辱なる和約」とするような過激な表現が見られ、その紙面は煽動的な色彩が強い。憲政本党系の「報知」は「太郎、存太郎、源太郎、足ぞ腰抜け三太郎」などと名指しで政府要人を批判するものや、曖昧な態度を取る政友会を政府の友であり国民の敵だと批判する内容の投書に掲載した。このように「報知」では、政府

を批判した国民の投書を一面使って多数掲載している。「報知」のみならず、「東朝」も投書欄に力を入れて政府批判の投書に掲載する紙面づくりを行っていたことは注目してよい。「東朝」は連日投書欄に読者の投稿を呼びかけ、二面または三面のほとんどのスペースを割き、小村批判の投書を集中的に掲載した。こうした強い政府批判の論調に対して、比較的穏健な姿勢をとっていたのは「日口」と「大毎」である。「日口」は、既に締結された条約内容に対して今更議論することに意味がないとの見解を述べた。以上のように、その度合いに若干の差異はあるものの、大半の新聞が講和条約締結を批判している。

このように多くの新聞が政府批判の立場をとっていた中で政府寄りの主張をしているのは「国民」、「やまと」、「中央」の三紙である。中でも「国民」は特に政府を擁護する議論を展開している。同紙は講和前において和戦両様の準備ありと唱えていたが、講和条約の内容が明らかになると講和賛成に論を転じた。条約締結を歓迎するのではなく「不満な平和」であるとするとする点において三紙と条約批判派の各紙との間に差異はない。しかし、その差異はむしろ爾後の焦点にある。すなわち、三紙は既決の条約を批判するよりも戦後経営こそが現下の課題である、という論理にたつて講和を容認していたのである。この点について「国民」はより踏み込んで論じ、これ以上戦争を続けても償金を得られる保証がないことや、戦争継続による利益よりも損害の方が大きいことを理由に戦争継続に反対している。

次に、日比谷焼き打ち事件に対する論調を分析する。まず指摘して

おくべき点は、講和に際して政府批判をしていた新聞は、同事件の責任も政府に帰している点である。特に厳しく政府を非難している新聞は「萬」、「大朝」、「六」である。以上三紙は、内閣が屈辱的な講和条約を結んだことが事件を引き起こしたとして、暴動自体を批判することはせず、むしろ国民に決起を促すことすらしている。

この三紙はかかる過激な主張のため、戒厳令の施行に伴う言論統制のため発行停止処分を受けているが、停止に際しても理由不分明として政府の言論統制に不満の意を表し政府批判の姿勢を継続している。また、解停後の各紙には、政府の発行停止処分を批判し各新聞社が政府に対抗することを期待する投書が数多く掲載されている。かくて各紙の政府批判は衰えることはなかったのである。

前掲三紙に比して穏やかではあるものの「毎日」、「報」、「讀賣」、「時事」、「日本」、「東朝」、「報知」も同様の論理から政府の責任を追及している。以上七紙は政府の責任を追及してはいるものの前掲三紙より政府批判の記事の量は比較的少なく、また、国民に決起を促すような記事は見られないことから、その論調は穏やかであると言える。

こうした中で暴動を起こした国民についても批判している新聞は「大毎」、「日日」である。特に「大毎」は内閣の責任追及の記事を連日掲載し、事件直後にはこのような政府は一日も早く倒すべきである、国民大会を禁じた政府を厳しく批判する一方で、民衆が暴徒と化したことに対しては国民大会の正当性を汚すものであると

非難した。

以上見てきたように、日比谷焼き打ち事件をめぐる政府を批判した各紙は、論調、記事の量は差はあるものの、いずれも国民の講和条約への不満が事件を引き起こしたとして条約締結の責任問題を絡めて政府を批判し、大半が内閣辞職を求めている。

その一方で、政府寄りの立場から日比谷焼き打ち事件を論じているのは、講和条約に際して政府を擁護した「国民」、「やまと」、「中央」の三紙である。「中央」、「やまと」には事件を政府の責任とする記事も、国民の責任とする記事も見られないが、両紙共通して天皇のいる東京で事件を起こしたことは天皇に対して申し訳ない、政府が決定したことに立憲国家の国民が反対するのはありえないことであり、恥ずかしいという内容の記事が見られる。また、「国民」、「やまと」は騒擾事件により社自身が襲撃を受けているが、「やまと」はこれについて全く報じていない。他方、「国民」は多くの紙面を割いて襲撃した民衆を非難だと批判し、具体的な名前は挙げていないものの煽動的な新聞に対し批判を加えている。両紙は無償の条約を締結した日本を容め、騒擾事件を批判した外国新聞の報道記事を多く載せていたが、そこには列強の意向を讀者に知らせることににより白社の報道への理解を求める編集方針を看取することができる。

ポーツマス条約締結に際して、多くの新聞は政府批判の立場をとり、日本が戦争で勝ったにも関わらず国民にとって不満足な条約が結ばれたのは、政府当局者による外交の失敗であったとして政府を

非難した。これらの新聞は日比谷焼き打ち事件に対しても同様に政府批判の議論を展開した。しかし、その批判の強度には差があり、騒擾事件について国民を煽るものやそうでないもの等、主張の全てが強硬・辺倒であったわけではなかった。一方、政府寄りの立場をとったのはわずか三紙のみであり、その論理は既決の条約内容をより今後の国家経営を重視するというものだった。

このように大平の新聞が条約締結、日比谷焼き打ち事件を通じて政府批判の論調にあったこと、そして、常に政府支持の姿勢を取った国民新聞社が襲撃されたのみならず発行部数を激減させていることは、講和条約に対しては反対の意見が一般的であり、騒擾事件が支持されていたことがうかがえる。また、この時期、いずれの立場の新聞においても、列強の同情を求めたり、列強の中における日本の立場を憂慮した記事が見られたりすることは特筆される。このような記事が多く見られることは、列強の仲間入りをできるかどうかという微妙な立場にあった日本がいかに彼らの目を気にしていたかを窺わせていた。

五 戦後経営に関する報道

前章において言及した、日比谷焼き打ち事件に代表される国内各地の騒擾が、段階つくと、新聞も日露戦争の戦後処理の問題に焦点を移し、各紙はその対応について様々な角度から意見を展開した。

本章は、日本の戦後経営に関する各紙の社説と報道記事から、各なりとせば吾人は徒らに悲観して喪心すべからざるなり」のように財政に楽観的な意見を載せていた。同じく「大毎」は、国民の弾力的なものに対し、楽観的な立場をとる新聞は外資の輸入、国民の秘めた力に期待していたと云える。

次に、財政再建のための方策についての議論を取り上げる。多くの新聞で、ポーツマス条約によって得た満州に関する権利を財政再建のための手段として捉えていた。満州は日本の良い市場であり、商工業の発展の場と論じる記事が多々見受けられた。とりわけ「二六」では、満州経営について計六回の連載記事を組みむなど、最も強い関心を寄せており、非常に特徴的であるといえる。ここでは、満州は農商工業を発展させるのに、資源が豊富で適地であり、また東清鉄道が一、二六〇万円の利益を生み出すとし、満州経営の大動脈と位置付けている。そして撫順炭鉱は「これ石炭こそ東清鉄道の栄養となり、大連市の生命となり、満州工業のエッセンスとなり」とその有用性を説いている。このように「二六」では満州を有用な土地と捉え、財政再建のための最良の手段だと考えており、財政問題克服するための第一として、満州からいかに最大限の利益を生むかが焦点になっていた。

財政問題としては最後に、税金についての議論を扱う。日露戦争中徴収された「非常特別税」は、地租増徴を中心として營業税・所得税の増徴など直接税のみならず、酒税やタバコ税など各種消費税を網羅したものであった。これに関しては、財政再建のためには必

紙が戦後の日本の歩むべき道としていかなる方針を打ち出したのかを考察する。言及している内容が多岐に亘るため、ここでは取り上げる記事を、①財政問題、②安全保障に関する議論、③東洋での日本の役割、④戦後の展望の四つに大別した。

第一の財政問題については、十数億に上る内外債を抱えて臨まねばならぬ戦後処理が、一筋縄でいかないことは明らかであり、各紙は活発な議論を交わした。具体的には財政状況の分析、財政再建のための方策、そして税金についての議論である。戦後経営に関する記事では、各紙ともこの財政問題に関して最も紙面を割いているため、本章では特にこの部分について深く論じていきたい。

初めに、財政状況を分析した記事を紹介する。当時講和条約で償金が得られなかったため、多くの新聞で財政を憂慮した悲観的な内容が報じられた。「東朝」では「平和回復のため、来年度より一方に一億六千七百万円の節約を為し得ると雖も、他の一方に於いて一億七千万円の歳出を膨張す」のように政府の財政上の逼迫を報じていた。また「大朝」では「一人平均の財力は二百七十六円三十七銭七厘余なるを見る」のように、個人の財力を計算した上で悲観的な立場に立ち、「至難なる戦後経営」として財政を憂慮する記事が掲載された。このように、悲観的な観測に立つ「東朝」「大朝」の両紙では、財政状態を確認するために、具体的な数字を上げて現状分析を行った。しかし、反対に少数の新聞ではあるが、財政問題に楽観的な立場をとる新聞もあった。例えば「大毎」は、談話による連載記事で、「今日の財政は未だ其窮乏を感せずして外資の輸入容易

要なものであるとしながらも、ただ闇雲に国民から税を徴収するのではなく、最低限必要なものだけに留め、政府側の節制つまり行政費の節約を求める論調が目立った。「時事」では、「行政費を節約し悪税を軽減するに勉めてこそ人民も亦負担に応ずるを辞せざるに至る可し」のように、税の必要性も認めつつも、政府を成める内容の記事が見られた。さらに、「東朝」では非常特別税である外岡米の輸入税と塩専売を悪税と捉え、早急に廃止するべきであると主張していた。

以上のように、この当時新聞に最も多く掲載されていたのは財政に関する記事である。このことから、当時いかに財政問題が深刻に受け止められていたかを窺い知れるであろう。

第二の安全保障に関する議論を取り上げる。戦後は日英同盟を中心に、戦後世界の対立構図や日本の軍備拡張の重要性を、各紙ごとに独自の観点から論じていた。例えば「萬」が、戦後世界は日英同盟と露独同盟の対立が中心となるとし、イギリス、ドイツの衝突は近く、イギリス側に立つ日本も覚悟が必要と論じ、イギリス対ドイツという戦争勃発の場合における日本の参戦の可能性を示唆、安全保障に関して注意を促していた。反対に「時事」は、露独同盟は単に領土の隣接する二国の欧州政策を本位としたもので、必ずしも日英同盟に対抗するものではないと主張し、日本の安全保障上の問題はないと楽観的な立場をとっていた。

軍備拡張の件では、拡張推進派と慎重派で意見が分かれた。まず推進派の「都」は、ロシアの復興や日英同盟の破棄を考慮に入れ、

海軍力の拡張を主張していた。それに対しどちらかというと慎重派である『時事』は、陸軍と海軍の軍備拡張を主張しながらも、特に陸軍について、経費削減と国民の負担軽減との観点から、これまでの三年兵役制に代わる二年兵役制を提案している。海軍に関しては、イギリス海軍に海上警備をある程度委ね、そのかわりに日本陸軍がイギリスの権益であるインド方面の陸上警備を行うならば、「拡張を多少猶予するも差支えなき」とし、日英同盟によるイギリス海軍の援助を期待しての議論を展開していた。これは、当時の財政状況から鑑み、陸海軍両方の拡張を同時に行うことは現実的には不可能であると認識した上での代替案であると考えられる。同じく慎重派の『日本』では、「我が戦後の経営は専ら大方針を財力養成に置かざる可らず。軍備拡張の如きは若干年間之を延期する亦可なり。」のように軍備拡張は二の次であるとしていた。

このように、当時日本の安全保障について論じた新聞論調は、樂觀論と注意を促すもの、また軍備拡張については推進派・慎重派というように分類することはできるものの、全紙に共通する意見は見出せず、論調にはまとまりがなかった。

第三に、東洋の平和維持に関しては、日本がこれから東洋の平和を守り、指導者の立場に立たなければならぬとの意見が掲載された。『やまと』では、「大和民族は、東洋のアンクルサクソンなり、若しも久しき、鎖国の歴史なからしめば、世界的膨脹発展をなし、五大州に跨り、其殖民を見るべかりしなり」と主張、日本がこれから東洋の指導権を握り、世界的な発展を遂げるべきであるとした。

六 雑誌

本章では、当時の著名な雑誌に焦点を当て、講和条約がどのように論じられていたかを検証する。すでに新聞で報道されていたこととの重複を避けるために、ここに取り上げた論説では単に事実経過を論じたものは除き、講和条約について筆者、または雑誌独自の主張、分析、見解が見られるものを中心とする。

また、雑誌をその性格ごとに

①総合雑誌 『太陽』、『中央公論』

②経済雑誌 『東京経済雑誌』、『東洋経済新報』

③その他の雑誌 『外交時報』、『日本人』、『団々珍聞』、『風俗画報』

に分類して、それぞれ分析を行なうこととした。

①総合雑誌 『太陽』、『中央公論』

この節では、上記の雑誌についての解説を述べる。まず、『総合雑誌』とあるように、上記の雑誌は、それまで国民の上層部のみを対象としていたメディアが、当時国民大衆へと目を向け始める風潮の中、政治、経済、文芸など幅広い分野の記事を掲載するようになった性格のものである。

まず、調査対象となった記事を総合して見ると、四月から講和談

また『国民』では、大隈重信の演説を抜粋し、東洋の平和を守るための中国の重要性を述べ、中国の動乱は常に列國の野心を掻き立てるため、動乱防止は東洋の平和維持には必須項目であり、そのためには「日本の威力を以て支那を服従せしむるの外なし」とした。東洋の平和維持について論じた新聞はこの二紙のみであり、他の新聞ではこの件に関する記事は見られなかった。

最後に、戦後日本の国民はどのような展望を持ち、進もうとしていたのであろうか。これについては、各紙とも今後日本が世界列強と肩を並べる程発展することは間違いないが、そのためには国民が一致団結しなければならぬという論調で、一致していた。まず『中央』では前提として、「我帝國が勃興的氣運の外に在りとは信じる能はず」と日本の発展に絶対的な自信を覗かせ、「強國として世界の列強と肩を比するのみならず、富國としても世界の列強と伴に伍せん」と軍事的・経済的發展を予測している。そして国民に対し、「讀意」では「國民の奮発如何によつては、我國をして英米仏の富力に企及せしめんこと決して不可能の事にあらざるべき乎」と、國民の努力次第では日本の世界列強入りも夢ではないとした。

結論として、基本的に各紙の論調にはまとまりが見られなかった。このことから、戦後の日本国民は未だ具体的な目標が見えておらず、とにかく目前にある財政問題の解決法を模索していた姿が窺える。財政再建達成への道のりが遠いことを自覚しながらも、自分たちの努力によって「世界列強の仲間入りを果たした日本」という自負心を心に抱きながら、戦後日本の復興に苦心していたといえるであろう。

判の近づく七月あたりまでは、両誌とも共通してほぼ一貫した主張内容の記事を掲載している。『太陽』は、平和の訪れる日の予測に関しては、まだ予測も付かなく、遠いとしている。小村全権に対しては、世間では悪評だが、期待できるとし、ロシアが日本の要求に応じないならば戦争を継続するまでとしている。

しかし、いよいよ講和談判が近づいてくると、実際の国内世論においては様々な主張が飛び交う事になるのだが、両誌はそれを反映してか、統一性に欠ける様々な主張内容の記事を載せる。国民からの講和条件案として「中公」は、ロシアにとつては首都の危機という訳ではないので巨額の要求はできないとするもの、ロシアの復讐を恐れる故に過大な要求をする事を批判し、七、八億の償金で我慢せよと主張する記事、それと止反対にロシアを恐れるがあまり、一、三〇億もの償金を主張する記事、を掲載している。ここで興味深いのは、後者の記事が『太陽』からの抜粋である事である。当時『太陽』は購買者数において「中公」との差を大にしており、その権威が窺える。次に講和談判に関して『太陽』は、講和は時期尚早として戦争継続を主張するもの、談判は不成功に終わるとの予測、もともと戦争自体に反対であったからと講和談判に関する主張をはっきりしない者の意見、政府を信頼し、自身の主張は控えめにする者の意見、列國の反応を気遣って過大な要求は控えるべき、としながらも相当な償金を主張する記事、日本は十分戦えるが世界各国の利益を配慮すべきとする記事を掲載、「中公」よりも更に多種多様な主張をカバーしている。

講和談判が終了し、条約が締結されても、両誌に掲載された記事の主張内容は多種多様であった。講和内容を振り返っては、戦争目的を達成していないと批判するもの、反対に戦勝によって得た権威、名誉を称えるもの、万事休すとするもの、様々であり、こちらも賛否両論が見られた。

その他総合雑誌の特徴として、『太陽』は国内国外、「中公」は国外の報道記事を多く載せている。また、それらに加えて『太陽』の時事報道のコラムにも見られるように、これらの報道記事に關しては、論説のコラムとは対照的に、客觀的事実の報道に徹するものがほとんどであり、雑誌特有の見解が添えられている事が少ない。総括すると、総合雑誌は当時の世界ありのままを国民に伝え、その国民の声の透明な媒体としての機能を持っていたと考えられる。つまり、当時の日本では日露講和条約に対して多くの国民の関心が寄せられ、さらにその声は多種多様であり、総合雑誌はそれらの紹介に つとめ、特定の意見を全面的に打ち出すことはなかった事がわかる。

② 経済雑誌 『東京経済雑誌』、『東洋経済新報』

経済雑誌においては、講和談判開始以降は日本の経済に深く關わってくるであろう講和条件に関する記述が多くみられた。具体的には、『東京経済』では償金二〇億円、ウラジオストクの割譲を巻頭言で主張しており、沿海州の領有を主張する論説を掲載している。それに対し『東洋経済』では、ウラジオストクは必ず、でなければ償金五〇億円と社説において主張し、償金二五億を主張した

るとしたり、償金を取れなかったことは経済、工業を堅実に発達させるので却って良かったとしたり、経済的側面から条約を肯定に捉え、悲観ばかりするのではなく善後策に講ずるべきであるという論調も見られるようになる。

また、調印後に見られた『東京経済』独自の主張として選挙権の拡大（普通選挙）が挙げられる。条約調印の背景には民論を無視した政治制度がある旨指摘し、民論が政治に反映されるためには内閣と議會を国民的基礎の上に建立すべきである（普通選挙の主張）としている。これは『東京経済』のみで見られた主張であり、『東洋経済』には見られなかった。

以上に見てきたように、条約を批判する記事を載せつつも、条約を肯定的に捉え、今後の経済発展のためにも善後策に講ずるべきであるとする論文も掲載している点は経済雑誌に見られた一つの大きな特徴と言える。

③ その他の雑誌 『外交時報』、『日本人』

『団々珍聞』、『風俗画報』

『外交時報』は有賀長雄博士責任編集のもと日本における唯一の外交問題専門誌として明治三二（一八九八）年二月に創刊された。この雑誌は東大教授戸水寛人をはじめとする「七博士」の論文がほぼ毎号にわたって載っているということが特色として挙げられるだろう。彼らは講和条件に關して、土地や償金に対する執着ではなく、ロシアの復讐、捲上重米を防ぐという観点から、常に対露強硬論を

大隈重信の論文を掲載している。この点を比べると、両誌の講和条件は似たものであると思われるのだが、『東京経済』が「償金は戦争の為に直接受け、及び将来受くべき損害を賠償せしむるものにして、決して罰金にはあらざるなり」と懲罰的要素を否定しているのに対し、『東洋経済』はロシアを「再起するの困難なる事情」にするために「十分に償金額を要求」すべきであるとし、償金を懲罰的なものとして捉えている点で、償金に対する考え方の相違が見られる。しかし両誌とも根本的には、これらの条件にロシアが応じないならば戦争を継続すべきであるとの考えを示しており、講和に対する考え方は共通している。

次に、両誌の講和条約への評価と戦後の展望について述べる。まず、条約調印後は両誌とも経済的側面からの記述が多く見られた。例えば、『東洋経済』では「償金得喪の如何は、戦後の世界に至大の關係を有するもの一であり、これが得られなかったことは「到底我國の堪ふべからざるなり」としており、講和が与えた影響として財界の不振を指摘している。これに対し『東京経済』は、名譽さえ保有し得たならば国民は忍んで増税を負担し、勤儉をもって財政回復に堪えるものの、その名譽を損なうことで国民は大きな打撃を受けたとし、これを緩和するには清に滿州掃蕩の軍費の幾分を払わせるべきであり、少なくとも無利息の公債、五億円の募集を引き受けさせるべきであるとしている。

調印直後はこういった条約を批判的に捉えた論調が両誌とも強く見られるものの、時間が経つにつれ、講和条約には無形の利益もあると主張した。また、当時の政界の大物である大隈重信の寄稿なども載っており、そういった専門家の寄稿で成り立っていた雑誌だということと言えるだろう。

具体的な対露強硬論としては、たとえば条約締結前には講和への動きを一軟派の俗論」と呼び、「露國をして極東に於ける侵略政策を断念せしむるに足らない」と批判している記事がある。そして、条約締結後にはその内容について「露西亞の撤兵は名義上の撤兵にして事実上の撤兵に非ず」としてそのため、「我國が、滿州撤兵を約したるは是今回の条約条項中最大欠陥」であるという批判を行なっている。そして「今回の平和は（中略）一時の休戦たるに外ならず」と位置づけ、「斯かる条約に対しては御批准なきを可と思考す」と条約の批准拒否を要求している。結論としては講和を結ぼうとする政府に対して終始批判的であったといえるだろう。

『日本人』は、明治二二（一八八八）年三宅雪嶺らの同人によって政教社から創刊され、無批判な外国文化の摂取を排除し国粹主義を主張する雑誌であった。そのためか、誌面には日本人が欧米列國の目を氣にして講和条件を結ぼうとする、また結んだことに対して批判する記事がみられる。

国際政治的な観点から外交技術論にこだわる「外時」と比べるとアジア主義的な観点から社論を展開しており、ここからかなり認識の差、雑誌の性格の差を見て取ることが出来る。条約締結後に出た記事では具体的に条約内容についてさまざまな点を批判しているが、特徴的なのが樺太南半分割譲に対して、樺太

は「我れの実力いまだ充足せざるに乘じ」てロシアが「強奪」した土地だから講和条件の土地割譲に当たらないと批判している点である。条約全体に関しては、「戦勝の結果として彼れに課すべき講和条件と果たして何等の実価ありや」と総括し、批判している。¹⁸⁾

【団々珍聞】は週刊風刺雑誌で、誌面のほとんどが風刺画、川柳、小唄で構成されているため、論説もコミカルで冗談めかしたものがかりであった。たとえば、講和条件についても借金六〇億、バイカル湖以東割譲などかなり強気な条件を述べた後「併し是のみでは当たり前で面白くないから、我輩は之に加えて（中略）露帝、車礫、黒鳩の三人に二重橋外で競立を為さしめ」というようにである。¹⁹⁾ また、風刺雑誌だけあって反権力的な姿勢も記事の随所に見られる。たとえば日比谷焼き打ちに対して国民に反省を促すような記事は見られず、それどころか放たれた火を「イルミ子一ション」と呼ぶことで警察を強烈に皮肉っている。またさまざまな雑誌でこの暴動を立憲国らしからぬ嘆かわしいものとしているのに対し、「御用新聞はなんと云はうが、抑々酒の席には拳法あり、肉には憲法ある以上は、官吏と雖も之を守ってくれなくちや困るが、それは扱置き……」といった不謹慎とも言える様な書き方をしていることから、民衆の日の高さでの記述がなされているということが出来るだろう。

【風俗画報】は、画報というとおりの誌面のほとんどが絵によって構成されているため、講和に関しての記事はほとんど見られなかった。論調としては「不快なる講和」と表現しているように講和に対してはかなり強い不快感を示すとともに「今回の講和は一時の休戦の日の高さでの記述がなされているということが出来るだろう。」

明治の政論紙から大衆紙への過渡期にあった新聞雑誌というメディアがこの時期、国民感情の形成に大きな影響力をもっていたと結論付けられよう。

なお、本論文は我々の研究会が毎年発行している「近代日本政治資料集」のうち、本年度発行した「ポーツマス講和条約と日本のマスメディア」を論文形式に改めたものである。その際、紙面の都合で英字新聞三紙の分析、掲載記事と関連年表を割愛したので、詳しくは資料集を参照されたい。²⁰⁾

(1) 当該時期の日本の内政と外交の実態については、伊藤之雄「立憲國家と日露戦争」外交と内政一八九八、九〇五、一（木鐸社、二〇〇〇）に詳しい。

(2) 日本政府は対日世論の誘導を目的として、アメリカに金子堅太郎を、イギリスに末松謙澄を派遣した。両者の行動については、松村正義「日露戦争と金子堅太郎・広報外交の研究」(新有堂、一九八七)、松村正義「ポーツマスへの道」(原書房、一九八七)に詳しい。

(3) 日露戦争期の新報雑誌研究としては、中村貞子「ポーツマス演習期における日本外交に対する世論」(理心女子大学論叢)第七集、一九五五、松村正義「ポーツマス講和会議と日本人特派員と日比谷焼き打ち事件」(法学研究)、一九八三、などがある。

に類するものなり」と述べている。²¹⁾ がこれは外交時報のような外交技術論に基づく戦争継続論であると捉えるよりは、国民に気を引き締めろ、という程度の意味と考えるのが妥当だと思われる。

以上、当時の種々の雑誌記事を調査した結果、それぞれの雑誌が各々の性格を生かした切り口でこのポーツマス条約を論じていたことがわかる。総合雑誌、経済雑誌ではこの時期ポーツマス条約に関する記事が多く取り上げられているが、ひとつの雑誌に異なる立場の意見が載るなど、新聞以上にその論調には多様性が見出された。記事の内容については、総じてどの雑誌も条約締結前には土地・借金を要求すべきとし、またとれると信じている記事が多く、条約締結後はそれらがほとんどなかったことに対して一様に落胆する主張が多い。これは、戦争中日本の連戦連勝を伝える報道であふれていたことがもたらんだ大きな要因であるが、それとともに当時の日本の財政・資源面での弱状を伝え、論じる記事が殆んど見受けられなかったこともまた大きな要因であろう。このことが日比谷焼き打ちにつながっていたことは、新聞同様に言える事である。

おわりに

ポーツマス講和条約に対する新聞雑誌の報道は、報道統制の実施などにより、その報道内容に大きな制約が加えられた。そのため新聞雑誌は連日日本の勝利を報道し、日本の現状については報道する機会を与えられなかった。このため国民は日露戦争の見通しに楽観

- (4) 「無敵艦隊の敗滅」(「東朝」明治三十八年四月三日)。
- (5) 「露国の軍費と佛国」(「日本」明治三十八年四月六日)。
- (6) 「戦局の前途」(「大朝」明治三十八年四月六日)。
- (7) 「露国と和戦」(「大毎」明治三十八年四月六日)。
- (8) 鈴木健「戦争と新聞」(毎日新聞社、一九九五)。
- (9) 「露国和意あるか」(「時事」明治三十八年四月一日)や「講和の風説」(「日本」明治三十八年四月一日)などが紹介するように、アメリカやフランスの斡旋で話が進んでいると報じられている。
- (10) 「勿惑、平和説」(「毎日」明治三十八年四月二日)。
- (11) 「耳を傾くる勿れ」(「萬」明治三十八年四月二日)。
- (12) 「講和問題と米國」(「毎日」明治三十八年五月一日)ほか。
- (13) 「傳説の講和条件」(「萬」明治三十八年五月二日)。
- (14) 「講和説と米國」(「讀賣」明治三十八年五月四日)。
- (15) 「日露調停の動機」(「大毎」明治三十八年五月十日)、「米人の猜忌」(「天朝」明治三十八年五月二日)。
- (16) ただしこの新聞にもルーズベルト大統領本人や向氏の掲げる平和主義の理念自体を非難する意見は見られない。
- (17) 「戦争継続と露國」(「日」明治三十八年五月八日)。
- (18) 「米國大統領講和斡旋の説」(「時事」明治三十八年五月一日)。
- (19) 「クリーン博士の講和」(「日本」明治三十八年四月二日)、「讀賣」も同時期に同氏の談話を掲載。
- (20) 「大隈伯の演説」(「報知」明治三十八年四月三〇日)。
- (21) 「戦争終局の時期」(「都」明治三十八年五月〇日)。
- (22) 「戦局と官民懇話會」(「人毎」明治三十八年四月六日)。
- (23) 「和戦の決」(「読売」明治三十八年六月八日)。「我全勝と列國の輿論」(「人毎」明治三十八年六月四日)。

- (24) 「我々戦を好まんや」(「やまと」明治三十八年六月五日)。
- (25) 「手を緩むべからず」(「中央」明治三十八年六月三日)。
- (26) 「平和の来る速し」(「日日」明治三十八年六月九日)。
- (27) 「戦争継続」(「大朝」明治三十八年六月六日)。
- (28) 一方で、一部ではあるが、「萬」が土地による賠償を有力とし条件が悪ければ講和に依らないとしながら講和と平和回復を歓迎する意向を示し(「償金か割地か」(「萬」明治三十八年六月七日)、「國民」がロシア政府は國民の声を傾け講和すべきと述べているなど)、「露國の態度」(「國民」明治三十八年六月七日)、「講和に柔軟な姿勢を見せる記事も見られるようになる。ただしロシアの決断次第であるという点では他紙と共通していると言える。
- (29) ただし、ここでも政府からの情報は各紙とも全く受け取っておらず、日本側から六月一日にルーズベルトに講和斡旋依頼をしているなどとは報じていない。
- (30) 「是れ調停也」(「萬」明治三十八年六月二日)。
- (31) 「友邦の嘉賞」(「やまと」明治三十八年七月二日)。
- (32) 「講和談判の用意」(「毎日」明治三十八年六月三日)。
- (33) 本点は以下の記事から作成した。「償金額問題」(「東朝」明治三十八年七月二日)、「平和談判と北京の政界」(「日日」明治三十八年七月二日)、「樺太回復の先容」(「日日」明治三十八年七月二日)、「樺太島の回復」(「日本」明治三十八年七月二日)、「講和如何」(「二六」明治三十八年六月二七日)、「損害五十億圓」(「二六」明治三十八年六月一八日)、「條件の最小限」(「報知」明治三十八年六月二二日)、「余輩の期望する講和條件」(「都」明治三十八年六月二二日)、「イロハ使」(「讀賣」明治三十八年六月二四日)、「沿海州の割讓」(「讀賣」明治三十八年七月三

- 日)、「民論の強硬程度」(「萬」明治三十八年六月一六日)。
- (34) 「損害五十億圓」(「二六」明治三十八年六月一八日)。
- (35) 「日本と樺太嶋」(「時事」明治三十八年六月二〇日)など。「大朝」は、樺太はすでに日本のものであり改めて談判の必要はないと他紙とは異なる意見を示していた(「樺太占領の功」(「大朝」明治三十八年七月一八日)。
- (36) 「争點は浦港なり」(「都」明治三十八年六月一五日)。
- (37) 「樺太の民政」(「讀賣」明治三十八年八月三日)、「續寸鐵百種」(「都」明治三十八年六月二〇日)。
- (38) 「償金と割地」(「報知」明治三十八年六月二二日)、「講和談判と償金問題」(「日日」明治三十八年七月六日)。
- (39) 「和局の前程」(「日本」明治三十八年六月一七日)。
- (40) 「講和條件と通商利権」(「大毎」明治三十八年六月二六日)。
- (41) 対露同志会も強硬論と言われた七博士たちの条件も同じように賠償金三〇億圓、割讓は樺太、カムチャッカのみならず沿海州全部であった。政友会は世論を喚起する条件を主張することに對して慎重な態度をとりながらも憲政本党と歩調を合わせ、償金は少なくとも二〇億圓、サハリンを割讓という点では一致した(「講和條件と國論」(「都」明治三十八年六月一四日)。
- (42) 「講和條件大綱」(「報知」明治三十八年六月一四日)など。
- (43) 「日本思想の代表者」(「二六」明治三十八年七月六日)。
- (44) 「全權委員の任命」(「國民」明治三十八年七月四日)。
- (45) 「小村全權一行出發」(「大毎」明治三十八年七月八日)。
- (46) 「講和談判の前程」(「毎日」明治三十八年七月一六日)。
- (47) しかし、あくまで講和斡旋に對して直ちに回答しなかったことなど、ロシアのこれまでの対応を考え「歓迎するは、猶大早計たるを免れざ

- るべし」と慎重な姿勢を崩さない新聞もある(「ウ井ッテ出づ」(「東朝」明治三十八年七月一六日)。
- (48) 「硬軟の反覆」(「中央」明治三十八年七月二日)。
- (49) 「彼我の全權委員」(「日本」明治三十八年六月一八日)。
- (50) 「遠征の軍人を勞い兼ねて日露間の形勢を告ぐ」(「毎日」明治三十八年六月一六日)、「露國の反省」(「やまと」明治三十八年六月一七日)など。「講和の提議に就て政府及び國民に告ぐ」(「毎日」明治三十八年六月二二日)など。「大朝」は「浅米な術数のみを得意として居る」(「近世」(「大朝」明治三十八年八月四日)とし、会議開催前から既にロシアの外交術に注意するよう呼びかけている。
- (51) 「ウ井ッテの心算如何」(「時事」明治三十八年六月一八日)。
- (52) このようにロシア政府を侮辱し、比喩する新聞は多く見られる。「中央」は「弱き大」(「露國好く傲語す」(「中央」明治三十八年七月二二日)、「都」は吠えることのできない「臆病な熊」(「續寸鐵百種」(「都」明治三十八年八月九日)、「その他新聞でもロシア帝を「優柔不斷」(「國民を「愚蒙」(「蒙族を「飾り物」と表現し、「二六」では「露國は本来虚偽の國」としてロシア自体を非難している(「講和の先決問題」(「二六」明治三十八年六月一〇日)。
- (53) 「早熟の平和は危険なり」(「時事」明治三十八年六月一五日)。
- (54) 「講和の不利益」(「中央」明治三十八年六月一七日)。「逆に「大朝」は比較的穏健な態度をとり「國家を誤らざらしめん為に真思熟慮する以上は、その言動も亦慎まざるべからず」(「法螺の半面」(「大朝」明治三十八年八月二日)と実現性の低い過酷な条件を提示することを警告している。
- (55) 「吾人重ねて云ふ」(「萬」明治三十八年六月二二日)。
- (56) しかし、こうした中で講和は成功するという意見も存在し「都」で

- は、ルーズベルトが間に入っているのだから談判破裂の予想はまだ早いという意見を紹介している(「講和談判の前途如何」(「都」明治三十八年八月六日)。
- (57) 特に「報知」では「持久對抗の道」と題してその方法を連載している(「持久對抗の道」(「報知」明治三十八年六月二二日)。
- (58) 「即今の急務」(「日本」明治三十八年七月一日)。
- (59) 例えは「平和談判」(「大毎」明治三十八年六月二二日)。「時事」では談判が不調に陥った際、休戦がロシアにとつて有効な時間稼ぎになる上に、休戦することで日本の軍隊が士気を失う可能性もあるという理由で休戦に反対している(「休戦必ずしも非ならず」(「時事」明治三十八年六月二三日)。
- (60) 「我講和条件」(「中央」明治三十八年八月一四日)。
- (61) 例えは「露廷の情偽」(「東朝」明治三十八年八月二二日)、「露國の非理的主張」(「大毎」明治三十八年八月一八日)、「匿名の奴」(「大朝」明治三十八年八月二五日)など。
- (62) 「ウイッテの心事」(「讀賣」明治三十八年八月一八日)。
- (63) 「露國の窮手段」(「時事」明治三十八年八月四日)。
- (64) 「講和談判の裏面」(「やまと」明治三十八年八月二四日)。
- (65) 「露清の類似点」(「毎日」明治三十八年八月一七日)。
- (66) 「断、断、断」(「報知」明治三十八年八月二二日)。
- (67) 「破裂あるのみ」(「萬」明治三十八年八月二七日)。
- (68) この点について中村貞子氏は、これらの新聞はロシアの強硬な態度や日本外交の拙劣などの理由から日本側の条件は貫徹されないと観測しながらも、日本の戦闘力を高く評価していたために戦争を続ければ勝つことができると信じていたので、戦争の継続を希望したと指摘している。中村貞子「ポーツマス会議期における日本外交に対する世

論」(『聖心女子大学論叢』第七集、一九九五年)。

(69) 「談判の破裂の呪」(『都』明治三十八年八月三日)。

(70) 「講和談判の結局如何」(『讀賣』明治三十八年八月五日)。

(71) 「債金割地譲るべからず」(『日日』明治三十八年八月二十五日)。この点については、中村氏が「日日」の世論に対する関心と期待は談判の難航が伝えられた八月末までも続き、断じて割地、債金の要求を譲ることなく統戦をも辞さぬ覚悟で進めは弱して道が開かれるかも知れぬと論じた」と説明している。

(72) 「談判進行の順序」(『やまと』明治三十八年八月十九日)。

(74) 「談判の遷延」(『やまと』明治三十八年八月二十八日)。

(75) 「講和談判の進行」(『國民』明治三十八年八月二十六日)。

(76) 「講和談判の遷延」(『國民』明治三十八年八月二十六日)。

(77) この点について中村氏は、「ただひとり国民新聞のみは引続き金権委員に対し、絶対的信頼を持って談判の成行きを見守ることを主張した」と指摘している。

(78) 例えは「議事喚」(『大朝』明治三十八年八月二十六日、「始まり」(『二六』明治三十八年八月二十九日)、「單風、單屈、單屈」(『萬』明治三十八年八月二十九日)、「外交と國論」(『毎日』明治三十八年八月二十九日)、「顛倒せる態度」(『都』明治三十八年八月三十日)など。

(79) 「談判破裂の延引」(『東朝』明治三十八年八月二十九日)。

(80) 「責任を問ふべし」(『讀賣』明治三十八年八月二十八日)。

(81) 「和議を断絶せよ」(『報知』明治三十八年八月二十九日)。

(82) 「實力に訴ふ可し」(『時事』明治三十八年八月二十八日)。

(83) 「鴨澤太分割」(『日本』明治三十八年八月二十九日)。

(84) 「最後の努力を要す」(『日日』明治三十八年八月二日)。

(85) 「東京だより」(『國民』明治三十八年八月二日)。

(86) 「所謂の責任者」(『報知』明治三十八年九月二日)、「政界の趨勢を卜す」(『毎日』九月一日)など。

(87) 「破棄、破棄、破棄」(『萬』明治三十八年九月五日)、「来たれ、来たれ、来たれ」(『萬』明治三十八年九月五日)、「本末輕重を誤る」(『萬』明治三十八年九月四日)。

(88) 「國民の聲」(『報知』明治三十八年九月二日)、「四、五、六、一一日。講和条件に対する投書を紙面の許す限り掲載するという社告を掲載した」(『社告』東朝)明治三十八年九月一日、以後連日同様の社告を掲載し、投書と呼びかける。

(89) 「講和条件に関する投書」(『東朝』明治三十八年九月四日、五日)。

(90) 「講和条約を許す」(『日日』明治三十八年九月三日)。

(91) 「講和談判の進行」(『國民』明治三十八年八月六日)、「東京だより」(『國民』明治三十八年八月二十九日)。

(92) 升味準之輔『日本政治史』(『東京大学出版会、一九八八年)一三四頁。こうした変化の背景には、社主の徳富蘇峰が講和会議以前から戦争継続は不可能で講和は不可欠と考えていたことが指摘される。澤田次郎「日露戦争をめぐる徳富蘇峰のアメリカ観」『法学政治学論究』第三号、一九九六年)。

(93) 「和議成る」(『やまと』明治三十八年九月一日)、「嗚呼和議成る」(『中央』明治三十八年八月三十一日)。

(94) 「戦争と経済」(『國民』明治三十八年九月七日)、「東京だより」(『國民』明治三十八年九月八日)。

(95) 「来り會せざるの徒」(『萬』明治三十八年九月五日)、「國民群起して和約放棄を迫るべし」(『大朝』明治三十八年九月二日)、「我が忠順なる國民を激せしむる者は誰ぞ」(『二六』明治三十八年九月七日)。

(96) 「非講和」(『大朝』明治三十八年九月一日)。

(97) 「國民の聲」(『大朝』明治三十八年九月十七日)。九月中に「大朝」(『二六』)が再び発行停止処分を受けている。

(98) 「市内騒乱の真原因」(『毎日』明治三十八年九月七日)など。

(99) 「勢力の麻痺」(『日日』明治三十八年九月九日)。

(100) 「政府の卑劣手段」(『大毎』明治三十八年九月六日)。

(101) 「非講和と暴動」(『大毎』明治三十八年九月二〇日)。

(102) 「何を以て閣下に謝せん」(『中央』明治三十八年九月七日)、「戒嚴令の施行」(『やまと』明治三十八年九月八日)。

(103) 「不謹慎なる言論」(『國民』明治三十八年九月二〇日)。なお投書では「國民」は反政府感情を鼓舞する他の新聞社を無垢の良民を煽動する新聞社とし、口比谷焼き打ち事件に対しては、除染な方法であるとして批判している(『正論の反響』(一)『國民』明治三十八年九月九日)。

(104) 「仏國新聞講和觀」(『國民』明治三十八年九月四日)、「米國新聞講和評」(『國民』明治三十八年九月一〇日)、「暴動と独逸新聞」(『國民』明治三十八年九月一八日)、「一局外觀」(『やまと』明治三十八年九月二二日)。

(105) 有山輝雄「徳富蘇峰と國民新聞」(『吉川弘文館、一九九二年、一四七頁)。

(106) 「戦後の財政」(『東朝』明治三十八年一〇月三〇日)。

(107) 「本邦個人の財力」(『大朝』明治三十八年一〇月二日)。

(108) 「講和成立と経済界」(『大毎』明治三十八年九月五日)。

(109) 「講和成立と経済界」(『大毎』明治三十八年九月三日)。中には財政問題を克服するため、公債をまかなうための一家りたりの借金を計算し、國民の堅固なる道徳心をもって、國民に節約をすることを奨励しているものもあった。「戦後経営第一義」(『大朝』明治三十八年十一月一日)。

(110) 「滿州経営」(一)『二六』明治三十八年一〇月一日)。

(111) 「滿州経営」(三)『二六』明治三十八年一〇月三十一日)。

(112) 「滿州経営」(四)『二六』明治三十八年一〇月六日)。

(113) なおその他には、滿州をいかに統治するかという政治的な側面の議論もあり、滿州に関しては共同統治すべきという論調が主流であった。代表的なものは以下の三つである。「戦後の滿州統治」(『萬』明治三十八年九月一六日)、「再び日米間の商業同盟に就て」(『時事』明治三十八年九月二〇日)、「植民地の統治」(『大毎』明治三十八年十一月一日)。

(114) 「財政と国力」(『時事』明治三十八年九月三日)。

(115) 「最要の先決問題」(『東朝』明治三十八年十一月一日)。

(116) 「世界の対勢力対抗」(『萬』明治三十八年九月一七日)。

(117) 「國際政局の推移」(『萬』明治三十八年一〇月八日)。

(118) 「露独の同盟」(『時事』明治三十八年一〇月四日)。

(119) 「戦後の軍備拡張」(『都』明治三十八年九月二八日)。

(120) 「陸軍拡張と二年兵役」(『時事』明治三十八年一〇月二日)。

(121) 「同盟の効力」(『時事』明治三十八年九月三〇日)。

(122) 「如何す可き乎(政府の戦後経営)」(『日本』明治三十八年一〇月三〇日)。

(123) 「植民地」(『やまと』明治三十八年一〇月六日)。

(124) 「再論東亞の平和」(一)『國民』明治三十八年十一月七日)。

(125) 「勃興的氣運」(『中央』明治三十八年九月一七日)。

(126) 「富国的精神」(『中央』明治三十八年一〇月四日)。

(127) 「日本の實力」(『讀賣』明治三十八年一〇月一七日)。

(128) 「平和問題」(『太陽』明治三十八年五月一日 No.11)。

(129) 「講和大使を送る」(『太陽』明治三十八年八月一日 No.91)。

(130) 「債金問題」(『中公』明治三十八年六月一日 No.34)。

(131) 「講和に對する吾人の主張」(『中公』明治三十八年七月一日 No.61)。

(132) 渡辺國武「日露講和論」(『中公』明治三十八年八月一日 No.97)。

- (133) 加藤弘之「講和問題に就て」〔太陽〕明治三十八年八月一日 No.84)。
 (134) 加藤高明「講和問題」〔太陽〕明治三十八年八月一日 No.85)。
 (135) 尾崎行雄「講和問題」〔太陽〕明治三十八年八月一日 No.87)。
 (136) 浮田和民「講和問題」〔太陽〕明治三十八年八月一日 No.88)。
 (137) 小川正武「日露講和に關する日本國民覺悟の要件」〔太陽〕明治三十八年九月一日 No.124)。
 (138) 「講和條約の交譲成立」〔太陽〕明治三十八年八月一日 No.126)。
 (139) 戸水寛人「戸水博士の講和觀」〔中公〕明治三十八年八月一日 No.125)。
 (140) 島谷部春汀「小村全權に非ず」〔太陽〕明治三十八年八月一日 No.122)。「講和の眞利害」〔中公〕明治三十八年八月一日 No.124)。
 (141) 「講和問題同志會の解散」〔太陽〕明治三十八年八月一日 No.123)。
 (142) 「講和條件如何」〔東京經濟〕明治三十八年八月一日 No.36)。
 (143) 川上賢三「日露講和意見」〔東京經濟〕明治三十八年八月一日 No.103)。
 (144) 「講和談判の一大要點」〔東洋經濟〕明治三十八年八月一日 No.107)。
 (145) 大隈重信「講和問題と經濟界」〔東洋經濟〕明治三十八年六月二五日 No.51)。
 (146) 「講和條件如何」〔東京經濟〕明治三十八年八月一日 No.36)。「大に價金を得て經濟に資せよ」〔東京經濟〕明治三十八年七月五日 No.67)。
 (147) 「露國の回答及び談判の經過」〔東京經濟〕明治三十八年八月一日 No.111)。
 (148) 天野為之「講和談判の一大要點」〔東洋經濟〕明治三十八年八月一日 No.107)。
 (149) 渡邊專次郎「講和の成敗と米作の豊凶」〔東洋經濟〕明治三十八年九月五日 No.132)。
 (150) 「講和成立證券市價の低落」〔東洋經濟〕明治三十八年九月五日 No.134)。
 (151) 某生「戰費は何處より得べきや」〔東京經濟〕明治三十八年九月九日 No.140)。
 (152) 團田孝吉「講和と財政」〔東京經濟〕明治三十八年九月一日 No.133)。
 (153) 手島精「戰後の我が工業界」〔東洋經濟〕明治三十八年八月五日 No.177)。
 (154) 「選舉權の擴張」〔東京經濟〕明治三十八年九月一日 No.156)。「講和條約の可決」〔東京經濟〕明治三十八年八月七日 No.179)。
 (155) 千賀鶴太郎「日露平和克復の條件に就き、舉國一致を望む」〔外時〕明治三十八年八月一日 No.53)。
 (156) 戸水寛人「日露講和條約の最大缺點」〔外時〕明治三十八年八月一日 No.182)。
 (157) 金井延「講和條約に就て」〔外時〕明治三十八年八月一日 No.181)。
 (158) 「講和條件の基礎とすべき二種の擬案」〔日本人〕明治三十八年六月一日 No.46)。
 (159) 「講和條件を評す」〔日本人〕明治三十八年九月五日 No.135)。
 (160) 「我黨の講和條件」〔団珍〕明治三十八年八月一日 No.41)。
 (161) 「呀・戒嚴令」〔団珍〕明治三十八年九月一日 No.147)。
 (162) 「不快なる講和」〔風俗〕明治三十八年九月二六日 No.136)。
 (163) 玉井清研究会編「ボトツマス講和條約と日本のマスマスデア」(一〇〇二)